

米沢市庁舎管理業務一般競争入札 質問回答書

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	5月23日付の質問回答書 No. 3	質問回答書の回答では、「警備業務について承認を得れば再委託可能」とありますが、仕様書、5ページ第2章13「(4)その他、事前に発注者の承諾を得た業務」に主たる業務となり得る第3章警備業務が、構成員以外の警備会社に再委託可能という解釈でしょうか。その場合、参加構成で必要な資格者に該当しない場合でも再委託可能でしょうか。どのような条件及び資格であれば、警備業務が再委託可能となるかご回答願います。	仕様書第3章に定める警備業務についても、事前に承認を得れば業務の全部、一部を問わず再委託は可能です。 なお、その場合においても入札参加者は一般競争入札の公告に定める入札に参加するものに必要な資格 (3) 参加者の構成員にいずれかが必要な資格は満たす必要があり、また、再委託の承認にあたっては、再委託の必要性、再委託を受ける業者が、再委託業務を行うにあたり、必要な資格を有しているか、体制が十分かなど審査のうえで判断することとなります。